

養父市農業委員会

第4回会議録

令和2年1月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第4回会議録

1. 開催日時 令和2年1月24日(金曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3. 議 事

議案第12号 非農地証明について

議案第13号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

決 議

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

4. 出席農業委員(12名)

1番 秋山博	2番 山根達夫	3番 藤原義幸	4番 寺尾稔
5番 大谷忠雄	6番 奥藤雅行	7番 前川章	8番 谷垣重俊
9番 西谷眞一	11番 坂本秀夫	12番 西谷英樹	13番 圓山満

5. 欠席農業委員(1名)

10番 北本健一郎

6. 出席推進委員(12名)

14番 小林誠	15番 内田重雄	16番 木下計介	17番 藤原隆弘
18番 鷹野孝一	19番 安達繁	20番 栗田匡晃	21番 林田雅美
22番 上垣美由紀	23番 森脇耕助	24番 井上勝雄	25番 藤原健次

7. 欠席推進委員(なし)

8. 事務局出席職員

局長 圓山 修一 主幹 稲津 義彦 主査 福垣 周作

事務局： それでは、ただいまより、第4回農業委員会総会を開催したいと思います。
開会に先立ちまして、会長より、挨拶をお願いします。

谷垣会長： 皆さん、こんにちは。2020年、令和2年も始まりまして、今日で24日であり、1月も終わろうとしておりますが、皆さんにおかれましては、いいお正月を迎えられたのではないかと思います。本年も、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今日は、午前中は小雨が降る中であつたと思いますが、現地調査の方、いろいろとご苦労さまでございました。ありがとうございました。今年は暖かい日が続きすぎて、山の方では雪がないということで、スキー場の関係の方々も、大変お困りになっておられるという現状がございます。また、われわれ農業に携わっている者といたしましても、冬場に雪がないということは、害虫等のことも心配ですし、春には水不足ということも懸念されるような状況であります。

私も、八鹿の道の駅に6年ほど前から出品をしているのですが、近畿道が日高まで延伸した時に、私が6年前に売り始めたときに比べたら、3割ほどに売り上げが落ち込みました。今年は、この暖冬のおかげで、道の駅にも行ったりしますが、出品されている方の野菜などを見ても、たくさん売れ残りをしているという状況を見て、一生懸命作られてもお客さんにも買っていただけないような状況になっていると思います。野菜作りに携わっておられる方にとりましても、雪不足から暖冬ということで、大変打撃を受けている状況でございます。今年はオリンピックがあつたりして、日本の方もいろいろありますが、いい一年になることを祈りつつ、2020年が始まってからの1か月余りのことを思っているところです。

それから、話は変わりますが、私は今、兵庫県の農業会議に月に1回出席しております。これは、各農業委員会の会長の中でも代表の者が出るという形でありまして、但馬では、養父市からは私、北但地域では新温泉町の会長さんが出ておられ、月に1回農業会議に出席していますが、任期が2年ということで、今年の5月末をもって、次の方に代表として出ていただきます。南但では朝来と養父で、今度は朝来の会長さんが出られるというものであります。今、兵庫県で41市町ありますが、農業委員会がある所は40で、芦屋市が農業委員会はなく、41市町のうちの40の農業委員会の代表の方が、農業会議に出席しているという状況です。

その農業会議が、令和3年4月1日を目途に、今、和田山の総合庁舎に、兵庫県の北部の分庁舎のような形で「兵庫みどり公社」というものがありますが、そこと兵庫県農業会議を統合再編するという動きがございます。来年の4月1日に新組織を発足するというので、今、いろいろと準備が進められております。そのようなことで、農業関係の組織につきましても、再編がいろいろと進んでいます。

先ほども申し上げましたが、今年は正月から非常に暖冬続きの中ではありませんが、われわれ農業委員会にとっても、皆様のご協力をいただいて、何とか養父市の農地を守っていかれたらと思っております。今日の議題もたくさんございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

事務局： ありがとうございます。それでは、はじめに、会議の成立について報告します。本日の出席は、農業委員 13 名中 12 名の出席です。養父市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は、成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、12 名の参加ですので、併せて報告させていただきます。

また、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第 5 条に「会長が総会の議長となり、議事を整理する」と規定されておりますので、谷垣会長にお願いしたいと思います。

議長： それでは、次第の 4 番、議事録署名委員の指名をいたします。養父市農業委員会会議規則第 16 条の規定によりまして、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、7 番の前川農業委員と、9 番の西谷眞一農業委員にお願いいたします。

では、議事に入ります。議案第 12 号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 失礼します。1 ページをご覧ください。議案第 12 号、「非農地証明交付申請の承認について」です。4 件あります。順番に説明します。番号 1、農地の所在地が十二所です。地番が 5 番の 2、登記地目が畑です。現況は山林です。面積が 628 ㎡です。所有者は、養父市十二所の方です。非農地となった理由ですが、当該地は集落から離れた山の中にあり、畑としての維持が困難な所です。昭和 54 年頃に植林して、山林として利用されております。地目変更が目的です。資料は、2 ページから 5 ページです。続きまして、番号 2、資料は、6 ページから 9 ページです。農地の所在地が八鹿町朝倉、地番が 1180 番の 4、登記地目が田、現況は雑種地です。面積が 448 ㎡、所有者は養父市八鹿町朝倉の方です。非農地となった理由としましては、亡くなられた父が、40 年ほど前に田んぼを宅地造成しておられます。今回、住宅を建設する予定で法務局に確認したところ、登記地目が、田んぼのままだと判明されたので、地目変更を目的にされております。平成 25 年に、相続により所有権を取得されている土地です。続きまして、番号 3、農地の所在地は、大屋町大屋市場、2 筆あります。809 番と 810 番の 3、登記地目は、それぞれ畑です。現況は山林化しております。面積の合計が 966 ㎡です。所有者は、大阪の寝屋川市の方です。非農地となった理由につきましては、当該地は相続により取得した土地であり、山裾の段々畑のため、

畑としての維持が困難な土地となっております。一部、20年以上前に杉を植林しておられるようです。地目変更を目的とされております。地目変更後に、所有権の移転も予定されているようです。資料は、10ページから15ページです。最後に番号4、所在地は長野の野谷です。236番の3、登記地目が畑、現況は宅地化しております。面積が22㎡、所有者は、養父市長野の方です。非農地の理由としましては、昭和39年頃、県道の整備工事により道路に接する法面となり、宅地として利用されております。今回、登記地目が畑のままだと判明したため、地目変更を予定されております。資料は、16ページから20ページです。以上で説明を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に、1番の十二所の件につきまして、担当農業委員の説明を求めます。13番、圓山農業委員。

圓山委員： 失礼します。2ページから説明させていただきます。位置図を見ていただいたら分かりますように、申請地は、集落から遠く離れた地域にあります。その状況がより分かりやすいものが4ページの航空写真です。赤い丸印の所が申請地となっております。

5ページの集落境から林道入り口を撮影した写真と下の「申請地はこの林道のずっと奥」という写真を見ていただいたら分かりますように、農会長様の話でも行くことは難しいとのことですし、実際に落石等もあって、近寄りがたい所でした。そのため、実況を検分するところまでは至りませんでした。その代わりに、森林組合の方に確認しましたところ、樹齢40年からの確かに植林をした山林であることが確認できましたので、この申請はそのままでいいのではないかと考えております。以上です。

議長： はい。続いて、現地調査委員の説明を求めます。12番、西谷英樹農業委員。

西谷委員： 12番、西谷です。今、担当委員の方から説明がありましたとおり、山の奥の方になるということと、周辺も全て植林がしてある山林ですので、申請どおり承認してよいものと考えます。以上です。

議長： はい。続いて、担当推進委員の説明を求めます。18番、鷹野推進委員。

鷹野委員： 18番の鷹野でございます。今朝、現地を下見で行ってみようかと思っ、途中まで上がりかけてみたのですが、各農業委員さんの説明にありましたように、危険な状態で、なかなか先には進めないような状況でした。ご説明どおり、問題なく目的を果たしていただければいいのではないかと考えています。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件につきまして、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： はい。質疑なしと認め、議案第 12 号の 1 を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。続きまして、2 番の八鹿町朝倉の件につきまして、担当農業委員の説明を求めます。11 番、坂本農業委員。

坂本委員： 11 番、坂本です。6 ページ、7 ページをご覧ください。この土地は、先代が 40 年ほど前に埋めて宅地に使っていたところ、後代の方が潰してやり替えるために法務局に行ったら、農地のままだったということで、非農地の申請が出ています。私がもらったのですが、ご本人の始末書にも書いてありますように、現状に至った理由につきましては、「亡き父の代のため、詳細の経緯は分かりませんが、田を埋めて地上げして宅地になっている状態です。今後は農地法を厳守いたします」という、本人の署名捺印がございます。以上です。

議 長： はい。続いて、現地調査委員の説明を求めます。13 番、圓山農業委員。

圓山委員： 13 番、圓山です。今、担当委員の方から説明がありましたとおりの状況で、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。14 番、小林推進委員。

小林委員： 推進委員の小林です。先ほども申されましたとおり、9 ページの写真で見ても分かるように、実質宅地造成されているような土地になっておりますので、そのまま結構だと思います。

議 長： はい。説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。はい、5 番、大谷委員。

大谷委員： 5 番、大谷です。亡くなられたお父さんが 40 年前に造成されたということで、その時分に申請はしていなかったのでしょうか、宅地造成か何かの。なぜこの

ようになっているのか、そのあたりのことは、事務局で、分からないでしょうか。その当時に申請があったものなのか、申請があって、そのまま物ができずに今の状況になっているのかどうか、そのあたりは分かりませんか。それだけ確認したいと思います。

事務局： 分かる範囲で確認したのですが、だいぶ前ということもあって、書類的には確認はできておりません。

大谷委員： 私が思うことは、当時申請があって、何らかで建築できていなかったという状況にあるのかなと思ったのです。そこを確認したかったわけですが、以上です。

議長： はい、6番、奥藤委員。

奥藤委員： これは、現状は宅地になっているのでしようけれども、写真どおりで、このようなことになると、後から始末書を出したら済むということで、今回農業委員で通すのかどうか。私も新委員なので、どうこう言えないのだけれども、1年や2年たって埋め立てたら分かるのでしようが、それ以上黙っていたら済むのだということの前例にならないかと思うのです。農業を守るという立場からいけば、始末書1枚でこれが通るのかなと私は感じるのですが、それだけ言いたかったです。

議長： はい。他にはございませんか。7番、前川委員。

前川委員： 7番、前川です。先ほどの担当委員のご説明で、始末書が提出されているとおっしゃられたと思うのですが、この書類には付いていないのですが、もしあるのであれば、どのような内容が見たいと思いました。以上です。

事務局： 非農地証明の提出書類としては、顛末書を付けてもらっております。今回も、付けている案件と、付けていない案件があります。付けている案件は、顛末書の中に詳しく経緯などが書かれている場合は、「非農地の事由」の所に詳しく書くよりも、顛末書を見てもらった方が詳しい内容が分かるので、付けております。大抵のところについては、添付書類として必ず始末書は付けているのですが、総会の案件の中に、付けているものと、付けていないものがあります。

今回の分については、先ほども坂本委員が言われたように、亡き父がされたので分からないのですが、「農地を守っていきます」というような、定型の始末書になっております。

議 長： それでは、暫時休憩といたします。

(休 憩 中)

議 長： それでは、再開いたします。2番の八鹿町朝倉の件、議案第12号の2を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

議 長： はい。挙手多数と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。続きまして、3番の大屋町大屋市場の件について、担当農業委員の説明を求めます。4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4番、寺尾稔です。10ページを見ていただきたいと思います。位置図ですが、右下の方に赤い印で809番地とあります。この前の道路がありますが、これが、大屋のスポーツセンター、B&Gに上がる方の道でございます。12ページを見ていただくと、上の方ですね。右側がB&Gに上がる道ですし、その下の809の一番下の方が団地の道路の部分になりますし、川向こうは左の方に上がる道でございます。

13ページを見ていただきたいのですが、今の状況は、このようになっております。見ていただいたら分かるのですが、ススキなどが生えていますのできれいに見えますが、木が生えておりますし、夏になると大変な状況になっております。顛末書にも20年以上と書いてありますが、どう見ても、20年ではこれほど大きな杉になりませんので、40年以上たっている状況でございます。状況から見まして、非農地という形で問題ないと思いますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長： はい。続いて、現地調査委員の説明を求めます。11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番、坂本です。担当委員が説明したように、現状は見たとおりだと思います。農地として手を加えることは到底不可能のように思いましたので、提案どおり、よろしく申し上げます。

議 長： はい。続いて、担当推進委員の説明を求めます。21番、林田推進委員。

林田委員： 21番、林田です。担当委員が申し上げたとおり、僕が覚えている限りでは、40年間放置されていると思うのです。このように荒れていますし、原案どおりと思います。以上です。

議 長： はい。説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： はい。質疑なしと認め、議案第 12 号の 3 を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。続きまして、4 番の長野の件に入ります。それでは、担当農業委員の説明を求めます。3 番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： 3 番、藤原です。本来は北本農業委員の担当の所なのですが、所用があり欠席されておりますので、地元である私が説明させていただきたいと思います。

申請書の中に、昭和 39 年頃、県道の整備工事により、道路に接する法面となっていると事務局の方から説明がありました。県道整備の時に地目変更がされておらず、そのまま現状に至っているということで、16、17 ページを見ていただきたいと思います。申請地がこのような形になっているのですが、326 の 1 ですか。236 の 3 番になっておりますね。18 ページの航空写真と 19 ページを見ていただいたらと思うのですが、18 ページは少し古い写真で、県道拡幅をした状態が載っております。19 ページの写真は、それ以降の少し複雑なことになっているのですが、非農地証明とは関係ないことになっているのですが、このような現状になっております。以上ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： はい。続いて、現地調査委員の説明を求めます。12 番、西谷英樹農業委員。

西谷委員： 12 番、西谷です。ただいま担当委員が述べられましたように、既に取り合いや石積みになっておりまして、県道拡幅が、昭和 38 年頃にされた時に、処理ができていなかったと思ひます。これからこれを農地に戻すということは、できるものではありませんし、申請どおり決定してよいものと思ひます。

議 長： はい。続いて、担当推進委員の説明を求めます。17 番、藤原隆弘推進委員。

藤原委員： 17 番、藤原隆弘です。ここは、前は農地だったようだけれども、道路を広げる時に、出入り口にするためにここを潰したようなことを聞いております。以

上です。

議長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、議案第 12 号の 4 を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第 13 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい。21 ページをご覧ください。議案第 13 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」です。申請番号 1、養父市八鹿町宿南の土地 3 筆。合計面積は 441 m²です。申請人は京丹後市峰山町の方で一般住宅、車庫、露天駐車場を建設することが転用の目的です。関連ページは 22 ページから 27 ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に、1 番の八鹿町宿南の件について、事務局より、農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： はい。申請番号 1 です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居等が連たんする区域内にある農地のため、第 3 種農地に該当します。一般基準においては、資力・信用について同意書や融資証明にて確認し、計画日程および内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第 4 条第 6 項に該当しませんので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： はい。事務局の説明が終わりました。次に、担当農業委員の説明を求めます。5 番、大谷農業委員。

大谷委員： 5 番、大谷です。今朝、早朝より現地調査をしていただきました。委員の皆さん、ありがとうございました。第 4 条の説明をしたいと思います。4 条申請は、自分の持っている農地を、農地以外に転用するというところでございます。

22 ページをお開きください。この地図は分かりにくいのですが、312 号の寄宮の信号機を左に入りまして、宿南方面に行く市道があるわけですが、寄宮を過ぎますと、JR のガード下を通りまして、次にある集落は、町という集落です。現地は市道沿いにございます。23 ページの字限図ですが、ここに 3 筆あります。現場を見ますと、1558-2 は一部農作業の倉庫があります。次の 1558-1 も少し農業倉庫がありますし、もう一つの筆につきましても、車庫等があります。本来であれば、200 m²以下でしたら、農業倉庫については許可できるわけですが、随分昔の話で、亡くなったお父さんがされたと思うのですが、書類は残っていません。

そのような建築がある中で、全てこれを取り壊して、新たに計画図が 24 ページにあります。一筆については、本住宅、車庫等があります。一番左の筆につきましても、小さい字で「倉庫」とあります。倉庫を建てておりますが、これは残しておいて、あとは全て造成して、このような建築とするということでございます。周辺は、市道、道路、あるいは個人の宅地になっておりまして、県の方にこの状態で進達することは、これでいいのではないかと私は思っております。以下、建物の図面が入っておりますが、現状のあるものを全て取り壊して、全部農地ですが、新たに転用を出していきたいということですので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長： はい。続いて、現地調査委員の説明を求めます。13 番、圓山農業委員。

圓山委員： 13 番、圓山です。今、説明がありましたとおりの内容です。この家の息子さんが実家の方に帰ってお母さんたちと同居するための家を建てて、されるということで、本当にめでたいことであると思っております。周辺の農地にも影響はありませんし、このとおりでいいのではないかと思っております。以上です。

議長： はい。続いて、担当推進委員の説明を求めます。16 番、木下推進委員。

木下委員： 失礼します。16 番、木下です。この土地ですが、現在は畑地ということなのですが、周りは住宅ばかりであり、その方にも聞いたのですが、畑地の場合、農薬も気を遣いながらやったというようなことも聞いております。また、先ほどお話があったように、使用目的が息子さん夫婦が帰ってこられるということで、私は同じ町なのですが、住民が増えるということで、大変意義があることではないかと思っておりますので、どうぞご審議をよろしく願います。

議長： はい、説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。はい、1 番、秋山委員。

秋山委員： すみません。少しだけお聞きします。備考欄に「一部事後転用」と書いてあります。先ほど担当農業委員さんが言われた車庫のことかと思ってみたりするのですが、取り壊し撤去の件ですね。確認なのですが、それだけ。

事務局： 失礼します。先ほど担当委員から説明があったとおり、こちらの土地の中に4棟、農業倉庫があります。4棟あるというのはかなり大きな規模なのですが、亡くなられたご主人の方が、2軒共同で昔は田植え機、コンバイン、トラクターなどを使われていて、その倉庫となっていました。それが、平成16年の23号台風によって1m70cmほどつかりましたので、機械も全てだめになってしまいました。それを契機に、機械を新しく買い替える力もなく、離農されるということで、機械はなくなったのですが、農業倉庫はそのまま置いておかれました。

空いたスペースがかなりありますので、今は自家用車などを置かれて10年以上使われているというところがあります。今は農業倉庫ではないという扱いで、その部分については事後転用ということで、始末書を付けて申請をするという形にしております。以上です。

議長： よろしいですか。

秋山委員： 結構です。

議長： はい。他にはございませんか。それでは、議案第13号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： はい、ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい。28ページをご覧ください。議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」です。申請番号1、養父市大谷の土地1筆、面積は、266㎡です。譲渡人は養父市三宅の方、譲受人も同じく養父市三宅の方です。申請地内に一般住宅および車庫を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは29ページから33ページです。申請番号2、養父市長野の土地2筆、合計面積は378㎡、譲渡人は養父市長野の方、譲受人は朝来市立脇の方です。実家の隣に一般住宅および進入路を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは、34ページから

39 ページです。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に、1番の大谷の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： はい。申請番号1です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ha未満のため、第2種農地に該当します。一般基準においては、資力・信用について融資証明や同意書にて確認し、計画日程および内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しませんので許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に、担当農業委員の説明を求めます。12番、西谷英樹農業委員。

西谷委員： 西谷です。この申請地は、先ほどありましたように、農用地外であります。譲受人は、現在は三宅の市営住宅にお住まいの方ですが、元々は養父市内の方です。市営住宅に入っておられますが、子供さんが3人ということになり、この地でお住まいを考えておられるということで申請が出ております。先ほど言いましたように農用地外ですし、周辺の農地につきましても、特に害を及ぼすことはない判断できますし、周辺の方も同意されております。それから、農会、水利関係者等も同意されておりますので、このまま許可していいものだと判断いたします。よろしくお願ひします。

議長： はい。続いて、現地調査委員の説明を求めます。11番、坂本農業委員。

坂本委員： 11番、坂本です。担当委員が説明されたように、付け加えることはありません。住めば都で、三宅の市住に住まわられていて、その土地がいいと思われて、近くに土地を探されたのだと思います。以上です。

議長： はい。続いて、担当推進委員の説明を求めます。23番、森脇推進委員。

森脇委員： 失礼します。23番、森脇です。この件につきまして、今、担当委員の方が説明されたように、特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： はい。質疑なしと認め、議案第 14 号の 1 番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。次に、2 番の長野の件について、事務局より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： はい。申請番号 2 です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基準による判断については、以前は農用地区域内にありましたが、除外申請により、平成 29 年 7 月 31 日をもって除外が完了しているため、農用地区域外となりました。住居等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が 10ha 未満のため、第 2 種農地に該当します。一般基準においては、資力・信用について融資証明等にて確認し、計画日程および内容からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に問題ないことから、本議案を許可することについて、農地法第 5 条第 2 項に該当しませんので許可相当と考えられます。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。次に、担当農業委員の説明を求めます。3 番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： 3 番、藤原です。28 ページの申請書、先ほど事務局の説明がありました。34 ページ、35 ページを見てほしいのですが、緑で示した所が現場になります。35 ページに申請地ということで、細かい字で分からないのですが、235-2、236-8。そして、先ほどの地目変更の方の土地が、236-3 というのが一番下に出ている所です。同じ申請人ですので、このようになっております。

19 ページを見てほしいのですが、このような進入路は、現場に作られております。これが前回の問題になったところで、一部事後転用ということで申請していただいて、今、農振地除外となっておりますので、このあたりも許していただきたいと思います。その中に、申請者のお孫さんですね。その人に帰ってきていただいて、住宅を建てるということで申請されております。今、朝来に住んでおられるのですが、申請者の方が毎日送り迎えして地元の小学校にひ孫さんを通わせているということで、周辺に住宅を建てる所をいろいろと探してみたのですが、なかなかなかったようです。進入路を作成されたことも、農業をされるにおいて、倉庫までの広い道がなかったのでこのようなことにされた

ようですので、ご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長： はい。続いて、現地調査委員の説明を求めます。12番、西谷英樹農業委員。

西谷委員： 12番、西谷です。今、担当委員が申されたように、現在は農用地外ですので、このとおりに進めて妥当だと思いますので、皆さん、よろしくお願ひします。

議 長： はい。続いて、担当推進委員の説明を求めます。17番、藤原隆弘推進委員。

藤原委員： 17番の藤原です。今ある家の前に住宅を建てるということで、この土地は、今、ハウスが建っておりますが、苗などを育てる所に使用していたようです。そこに家を建てたいということで、今回の申請になったようです。よろしくお願ひします。

議 長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。はい、山根委員。

山根委員： 先ほどの非農地の、236-3 ですか。それから、今回の5条の分で、写真で見ると赤枠がしてあるけれども、重なっているような感じがして、どこがどのようになっているのか。接点というか、今回、34ページですね、白枠で区切っているものが、それから、先ほどの非農地の19ページの赤マジックですか、それと重なっているように見えるけれども、事務局どうでしょうか。

藤原委員： これは、法面だと思います。法面が畑になっているということで、平地の畑ではなかったように思うのですが。

山根委員： ですから、34ページの白枠も少しずれがあるのですが、道からずっと上がっているような感じでしょう。先ほどの非農地の19ページの赤枠の辺りも、道の辺りが重なっているような感じがしてね。ずれもあるのでしょうか、あまりにも納得できないなというところがあって。

事務局： 職務代理が言われたように、19ページの図面が、かなりいびつに印がしてあるので、ほぼ農地に入っているのではなかろうかというところなのですが、整理といたしまして、18ページの方が分かりやすいかもしれませんが、県道から若干、退避所という形で膨らんでおります。こちらに今はごみステーションなどが置いてあったりするのですが、非農地が出た所は、昭和39年の拡幅によって道路用地となっている部分。写真が微妙で分かりにくいのですが、今回の5

条については、新たに自分で造った私道と住宅部分ということですので、事象が違うのかなと整理しております。19 ページでは農地の中に入っているのですが、境界的には県道の中にあるものが非農地で出ているものという扱いで、今回5条で出たものは、この進入路から上の部分の私有地という整理をさせていただいております。

山根委員： 19 ページの赤枠が、全然違うということですか。

事務局： この枠は、全然違います。申請を持ってこられた中には、県道拡幅の道路用地だということ聞いておりますので、18 ページの枠の方が近いのかなと思っております。

山根委員： はい、分かりました。

議長： よろしいですか。他にございますか。

(質 疑 な し)

議長： それでは、質疑なしと認め、議案第14号の2番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： はい、ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。報告①、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。資料は、40 ページをご覧ください。報告①「農地法第3条の規定による許可申請について」報告します。昨年の12月16日から今年の1月15日までに許可した案件です。3件あります。番号1。申請の土地が餅耕地。地番が345番。登記地目が畑、現況も畑、面積が932㎡です。譲受人は、養父市餅耕地の方です。土地の耕作者です。耕作面積は、2,894㎡、譲渡人は、横浜の方です。権利の種類と方法ですが、贈与により所有権を移転されております。申請が12月9日、許可が12月17日です。番号2、申請の土地が吉井です。1707番の1、登記地目が畑、現況も畑、面積が168㎡です。譲受人は、同じく吉井の方です。耕作者です。取得前の耕作面積は、3,713㎡です。譲渡人は、東京都の方です。権利の種類と方法は、売買により所有権を移転されました。申請日が12月27日、許可日が1月14日です。番号3、申請の土地が、建

屋です。地番が373番の1、登記地目が田、現況が畑です。面積が22㎡。譲受人さんは、建屋の方です。耕作面積が、989㎡、譲渡人も同じく建屋の方です。贈与により所有権を移転されております。申請日が1月9日、許可日が1月15日です。以上、3件です。説明を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして報告②「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。資料が41ページです。報告②「農地法第3条の3第1項の規定による届出がありましたので」報告します。相続の届けです。2件ありました。

番号1、申請の土地が八鹿町高柳と八鹿町八木です。合計の筆数が15筆で、田んぼが6筆、畑が9筆となっております。合計の面積が5,209.34㎡です。申請人は、神戸市の方です。取得した日が平成24年8月10日。相続により所有権を取得されております。被相続人は記載の方です。

番号2、申請の土地は安井です。4筆ありまして畑が3筆、田んぼが一筆です。4筆の面積が726㎡、申請人が養父市安井の方です。取得した日が平成31年4月10日、相続により所有権を取得されております。被相続人は記載の方です。以上で報告を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： はい。質疑なしと認め、この件の報告を終わります。暫時休憩をいたします。

(休 憩 中)

議長： それでは、再開いたします。決議に入ります。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり、適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っております。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければなりません。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高

い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、決議文を読み上げます。

それでは、次第の最後の所を見ていただきまして、決議文を読み上げをしたいと思えます。「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議文。1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年1月24日、養父市農業委員会」。

以上です。ただいまの決議文を、養父市農業委員会の申し合わせとして決定してよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

議 長： はい。では、異議なしと認め、この決議文を、養父市農業委員会の申し合わせとして決議いたします。以上で、第4回農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷 垣 重 隆

署名委員 前 川 尊

署名委員 西 谷 真 一